平成26年12月 京 都 大 学

法学部では、平成29年度以降の外国学校出身者入学試験の入学者選抜方法等について、 以下のとおり変更いたします。

(現行)

実施学部	法 学 部
出願資格	次の1.2.3.4.のいずれかに該当する者。 1.外国において、学校教育における12年の課程を平成26年4月1日から平成28年3月31日までに卒業(修了)した者、又は卒業(修了)見込みの者。 上記の12年の課程には、日本における通常の課程による学校教育の期間も含まれるが、外国において最終学年を含めて原則として2年以上継続して学校教育を受けていることを必要とする。外国に設置されたものであっても日本の学校教育法に準拠した教育を施している学校に在学した者については、その在学期間を外国において学校教育を受けた期間とはみなさない。 (以下省略)
選抜方法等	1. 第1次選考・・・出願書類を資料として用い、第1次選考を行う。 2. 第2次選考・・・ 第1次選考合格者に対し、論文(日本語)、面接(日本語)を課し、基礎的学力と日本語の熟達度を判定する。

(変更後)

実施学部	法学部
実施学部	法学部 次の1.2.3.4.5.のいずれかに該当する者。 1.外国において、学校教育における12年の課程を平成27年4月1日から平成29年3月31日までに卒業(修了)した者、又は卒業(修了)見込みの者。上記の12年の課程には、日本における通常の課程による学校教育の期間も含まれるが、外国において最終学年を含めて原則として2年以上継続して学校教育を受けていることを必要とする。外国に設置されたものであっても日本の学校教育法に準拠した教育を施している学校に在学した者については、その在学期間を外国において学校教育を受けた期間とはみなさない。 2.外国において、平成27年4月1日から平成29年3月31日までに上記「1」以外の認可を受けていない学校を卒業(修了)した者、又は卒業(修了)見込みの者であ
	って、本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、平成29年3月31日まで18歳に達するもの。 外国において最終学年を含めて原則として2年以上継続して学校教育を受けていることを必要とする。外国に設置されたものであっても日本の学校教育法に準拠した教育を施している学校に在学した者については、その在学期間を外国において学校教育を受けた期間とはみなさない。 (以 下 省 略)
選抜方法等	以下の3つの成績を総合評価して、基礎学力と日本語の熟達度を判定する。
	1. 京都大学学部前期日程入学試験国語(理系)の成績 ※主として現代文を扱う問題に限って解答を求める。
	2. TOEFL-iBT の成績(TOEFL-ITP と TOEFL-PBT は不可)
	3. 面接(日本語で実施する)の成績

【問い合わせ先】京都大学法学部 教務掛(TEL:075-753-3107)

※平成26年12月に予告しました当該試験の変更について、赤字部分について語句を削除しましたのでお知らせします。